

項目	臨時運行番号標（仮ナンバー）	回送運行許可番号標（ディーラーナンバー）
外観	赤い斜線入り	赤い枠囲み
申請先	市・区	運輸支局
申請者	個人・法人を問わず申請可能	自動車販売業、整備業、陸送業、製作業など一定の事業者
主な目的	車検、登録、封印などのための一時運行	商品車や車検車両の回送など事業活動
有効期間	最長5日間	最長5年間
使用車両	申請した1台のみ	許可事業者が複数車両で使用可能
通称	仮ナンバー	ディーラーナンバー、回送ナンバー